

江別地域複合型ライフケアセンター

身体障がい者向け住宅

シャルール 夢結路

重要事項説明書

社会福祉法人 北叡会
江別市ゆめみ野東町1番地5

障がい者向け住宅「シャルール 夢結路」入居利用約款

(約款の目的)

第1条 社会福祉法人北叡会 障がい者向け住宅 シャルール夢結路（以下「当住宅」という）は、障がい者認定を受けている方かつ65歳未満の方に対して、適時適切なサービスの提供を行い、日常生活を営む為に必要な医療・福祉サービスの提供を受ける事が出来る良好な居住環境を整え、安心と尊厳のある生活を保証する。また、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して生活を営むことができるように支援を提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という）は、当住宅に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、入居者が障がい者向け住宅重要事項説明に関する同意書を当住宅に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入居者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当住宅を利用することができるものとします。

(入居者からの解除)

第3条 入居者及び身元引受人は、当住宅に対し、退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。予告期間は1か月とします。

(当住宅からの解除)

第4条 当住宅は、入居者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 個室での生活、少人数による共同生活を営むことになんらかの支障が生じた場合
- ② 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当住宅での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 入居者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 入居者が、当住宅、当住宅の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当住宅を利用させ

ることができない場合

(利用料金)

第5条 入居者及び身元引受人は、連帯して、当住宅に対し、本約款に基づくサービスの対価として、料金表をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当住宅は、入居者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当住宅は、入居者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日に発送いたします。入居者及び身元引受人は、連帯して、当住宅に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

3 当住宅は、入居者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入居者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当住宅は、入居者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当住宅は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（入居者の代理人を含みます）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当住宅は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、医師が中心となり、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当住宅とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙「個人情報利用同意書」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。退職後も同様の扱いとします。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 相談支援事業所等との連携
- ③ 入居者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 入居者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（医療体制）

第9条 当住宅は、入居者に対し、医学的検査や受診（健康の保持や疾病の管理等）が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。

2 当住宅は、入居者に対し、当住宅におけるサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に入居者の心身の状態が急変した場合、当住宅は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当住宅は、入居者に対し必要な措置を講じます。

2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当住宅は入居者の家族等又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 入居者及び身元引受人は、当住宅の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、管理者にお気軽にご相談下さい。又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

・当住宅相談窓口担当者 管理者 猪 狩 早 苗

011-391-5100

・公的機関での苦情申し立て窓口

北 海 道 0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0

国保連合会 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1

・その他各市町村介護保険総合窓口

江別市保険福祉課 0 1 1 - 3 8 1 - 1 0 6 7

(賠償責任)

第 12 条 当住宅は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当住宅は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当住宅は損害賠償責任を免れます。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 入居者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 入居者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 (利用契約に定めのない事項)

- 1 この約款に定められていない事項は、障害者総合支援法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は身元引受人と当住宅が誠意をもって協議して定めることとします。